

厚生労働大臣が定める揭示事項

(令和8年6月1日 診療報酬改定対応版)

■ 電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、令和8年6月より新設された「電子的診療情報連携体制整備加算」に基づき、以下の医療DX推進の取り組みを行っています。

- ・マイナ保険証を利用したオンライン資格確認を実施し、取得した診療情報・薬剤情報を実際の診療に活用しています。
- ・電子処方箋を導入し、医療機関・調剤薬局間での処方情報の電子的共有を行っています。
- ・電子カルテ情報共有サービスに参加し、患者さまの診療情報を関係医療機関と安全に共有できる体制を整えています。
- ・マイナ保険証の利用促進に取り組み、受診時には積極的にご利用をご案内しています。
- ・医療DXに係る取組状況を院内掲示およびウェブサイトにて公開しています。

※本加算の算定に伴い、「明細書発行体制等加算」は別途算定しておりません。

■ 明細書発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していくため、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

ただし、明細書には使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■ 時間外対応体制加算

当院では、近隣の診療所と連携し、当番制で診療時間外の夜間の一定時間、通院中の患者さまからの電話等によるご相談に対応しております。

当番日以外（深夜・休日等）は、留守番電話にて当番診療所や地域の救急医療機関等をご案内しております。

- ・【緊急連絡先】 通院中の患者さまには、診察の際に緊急連絡先をお伝えしております。
- ・【時間外案内】 #7119（救急安心センター）など

■ 機能強化加算（かかりつけ医機能）

当院では以下のかかりつけ医機能の取り組みを行っています。

- ・他の医療機関の受診状況やお薬の処方内容を伺い、お薬手帳の確認等を通じて必要な服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理や予防接種のご相談に応じます。
- ・必要に応じて、専門医や専門医療機関をご紹介します。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用等に関するご相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の問い合わせへの対応を行っています。
- ・災害等の緊急時にも継続して診療を提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的な見直しを行っています。

■ 地域包括診療加算

当院では慢性疾患のある患者さまに対して以下の取り組みを行っています。

- ・患者さんの同意を得て、処方されているお薬を全て把握し、診療録に記載しています（お薬手帳の確認を含む）。
- ・標榜時間外の電話等による問い合わせに対応しています。
- ・健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネ）及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。

■ ICT ツールによる診療情報の共有（在宅医療情報連携加算）

当院では、ICT ツールを用いて訪問看護ステーション等の関係職種と診療情報をリアルタイムに共有する体制を構築しています。

連携体制を構築している実績のある主な連携機関は以下のとおりです。

- ・訪問看護ステーション（連携先については院内掲示または受付にてご確認ください）
 - ・居宅介護支援事業所・相談支援事業所 等
- ※連携機関の詳細は受付窓口にてご案内しております。

■小児かかりつけ診療料

当院では、継続して受診され、同意いただいた患者様に小児のかかりつけ医として、次のような診療を行います。

- ・急な病気の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- ・他の医療機関と連携し、患者さんが受診している医療機関を把握するとともに、必要に応じて専門医療機関を紹介します。
- ・健康診断の結果を把握し、発達段階に応じた助言・指導を行います。
- ・発達についての相談や育児に関する相談に対応します。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種の時期について指導します。また、有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- ・オンライン資格確認等を活用して受診されている医療機関を把握し、必要に応じて専門の医療機関へ紹介します。
- ・「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による緊急の相談に対応します。連絡先は別途お伝えします。
- ・発達障害の疑いがあるお子さんの診察や相談に対応します。
- ・不適切な育児に繋がりを育児不安などの相談に対応します。

■長期処方・リフィル処方箋について

当院では患者さんの状態と担当医の判断により、28日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することができます。ご希望の際は担当医にご相談ください。

■一般名での処方

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者さまへご説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

■後発医薬品の使用

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。また医薬品の供給状況に

よって投与するお薬を変更する可能性があります。

なお、令和6年10月より、後発医薬品があるお薬で、患者さまの希望により先発医薬品を処方する場合には、選定療養として特別の料金をお支払いいただきます。

■バイオ後続品の使用

患者さんの経済的な負担軽減や医療保険財政の改善を図るため、バイオ後続品（バイオシミラー）の使用促進に取り組んでいます。

■夜間・早朝等の加算

当院では、地域の医療提供体制を守るための診療時間の設定をしています。厚生労働省の規定により、平日18:00以降・土曜日12:00以降は夜間・早朝等加算が適用されます。当院の標榜時間外の時間帯で診療を行った場合には、時間外加算・深夜加算・休日加算が適応されます。

■発熱・その他感染症などへの対応

当院では受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状がある患者さまを受け入れています。

■情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）

当院では、治療の継続が必要な方に、患者さまの利便性も鑑み、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行っております。初診の場合には8日以上処方、向精神薬については処方できません。

※ 本掲示内容は令和8年（2026年）6月1日施行の診療報酬改定に基づき更新しています。

医療法人社団 瀬尾医院 うじな家庭医療クリニック